

議案第56号 小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

関係法令の改正により条ずれが生じていることから、所要の改正を行うもの。

小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年小松島市条例第39号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） | 備考 |
|--|---|-----------|
| <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、<u>法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定</u>によるものとする。</p> | <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、<u>法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定</u>によるものとする。</p> | <p>改正</p> |